

令和 07年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 鹿沼市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	89.3	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.5	%
全職員	74.3	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	100.3	%
本庁課長相当職	99.5	%
本庁課長補佐相当職	97.4	%
本庁係長相当職	98.6	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	94.8	%
31～35年	103.2	%
26～30年	91.9	%
21～25年	92	%
16～20年	91.1	%
11～15年	87	%
6～10年	95.2	%
1～5年	92.2	%

【説明欄】

・全職員の男女の給与の差異74.3%については、女性職員の52.6%が会計年度職員で任用されており、相対的に女性職員の給与水準が低い結果に繋がっている。

また、任期の定めのない常勤職員の男女比は、6:4であるところ、近年の女性の新規採用が増加した結果、勤続年数が10年以下に占める職員の女性の割合が52.7%となっており、相対的に給与水準が低い女性に偏っている。

・男性職員は世帯主として扶養手当を受給しているものが多く、一方で、勤続6～20年の女性職員は、育児休業や部分休業等を利用して給与が減額されているものが多いことなどが差異の主な要因として挙げられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。